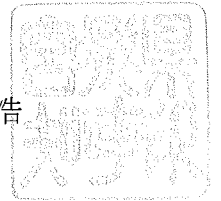


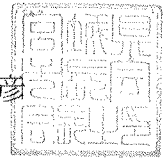
税 第 132 号  
平成20年12月10日

社団法人日本人材派遣協会会長 殿

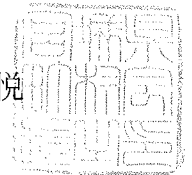
宮城県知事 村井 嘉浩



宮城県市長会長  
仙台市長 梅原 克彦



宮城県町村会長  
美里町長 佐々木功悦



個人住民税の特別徴収促進への協力について（依頼）

本県の県税及び市町村税に関する事務につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、個人住民税の特別徴収の促進につきまして、別紙のとおり特段の御協力をお願い申し上げます。

（担当）宮城県総務部税務課 柴田  
電話 022-211-2286  
宮城県総務部市町村課 小山  
電話 022-211-2339

(別 紙)

## 個人住民税の特別徴収制度の普及促進についてのお願い

個人住民税につきましては、給与の支払を受けている従業員（納税義務者）の方々が直接納付する「普通徴収」と、事業主（給与支払者）の方々が従業員に代わって給与から天引きして市町村に納入する「特別徴収」の二つの方法のうち、いずれかの方法で納付又は納入いただいております。

このうち特別徴収は、地方税法第 321 条の 3 及び同法第 321 条の 4 並びにこれらの規定を受けた県税条例及び各市町村の税条例によりまして、原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主の方々に義務付けられております。

従業員の方々にとっては、普通徴収であれば通常年 4 回に分けて納付するものが、特別徴収の実施により年 1 2 回に分けて天引きされることになるため、納税額が平準化され、納期ごとに金融機関等の窓口で納付する手間が省けるというメリットがあります。また、事業主の方々にとっては、所得税の源泉徴収のような個別の税額計算や年末調整事務が必要ないため、特別徴収の実施により過重な事務負担が生じるものではありません（特別徴収制度は、市町村にて算出した税額を、事業主が各従業員の給与から天引きするものです。）。

しかしながら、県内市町村の個人住民税の賦課徴収状況をみると、約半数の事業主の方々が特別徴収を行っておらず、給与の支払を受けている従業員の方々が普通徴収により直接納付しているのが実態となっています。

このため、県及び市町村では、既に特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を実施していただいている事業者との公平性を確保するとともに、普通徴収により個人住民税を納付されている従業員の方々の利便性を高める観点から、今後、共同して特別徴収の実施促進を図るために必要な対策を実施していく予定にしております。

つきましては、貴協会におかれましても、個人住民税の特別徴収制度について、特段の御理解を賜りますとともに、貴団体に加盟する派遣元事業主の方々にお知らせしていただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、貴協会の東北地域協議会会長に対しても同様の趣旨の協力依頼文書を送付しておりますので、承知願います。